

日本から台湾向けに輸出される偶蹄類動物及びこれらの動物由来の  
畜産物について

平成23年8月5日

平成22年4月以降に宮崎県で発生した口蹄疫に鑑み、台湾家畜衛生当局は、日本から輸出される偶蹄類動物及び畜産物に対し、輸入禁止措置を取っていたところです。

今般、台湾が日本を口蹄疫清浄国と認め、輸入禁止措置を解除する旨、連絡がありました。

これにより、口蹄疫発生前に輸出されていた偶蹄類動物由来の畜産物については、平成23年8月3日以降にと畜されたものから、従前どおり輸出が可能となりました。

輸出可能な品目については、台湾家畜衛生当局に輸入条件を確認の上、動物検疫所にお問い合わせください。

ただし、牛及び牛肉については、日本におけるBSEの発生により、引き続き輸出が認められていませんのでご注意ください。